

令和5年度

# 港西小学校いじめ防止基本方針

名古屋市立港西小学校

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校教育努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指し、以下の点を旨としていじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

## 2 校内体制

- 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、「学校生活対策委員会」、「いじめ等対策委員会」を行う。
- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- 「いじめ等対策委員会」は、年間9回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催した時は議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員  
校長（責任者）、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該児童の担任、保健主事、スクールカウンセラーなど
- 機能的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

### 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が、多様な背景をもつ児童の理解と配慮も含めた人権意識をもち、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童とふれあう時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童が何でも相談できるような信頼関係を築くために、普段から児童の話に耳を傾け、親身になって対応する。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したりしないために、些細な兆候にも気を配り、児童から相談を受けた場合には、すぐに対応する。いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 日頃から保護者との信頼関係を結ぶように努める。保護者からの相談を受けたら親身に対応し、連絡を怠らない。
- ・ 暴力的な行為や暴言など、いじめと思われる事態を目撃したときは、速やかに止めるなど、必ず指導する。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 部活動は、スポーツ庁、文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

#### 未然防止の基本

- ・ 全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと。
- ・ 相手の気持ちを考えさせ、思いやりの心を育てていくこと。

### 4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

## (1) 授業づくり

- ・ 児童が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ TTや少人数指導を積極的に行い、個別指導を行う。
- ・ 「発言するときのルール」「聞くときのルール」等、授業でのルールを明確にして、全員の児童が安心して授業に参加できるようにする。
- ・ 「人の失敗や間違いを笑わない」「分からないことはお互いに教え合う」等、授業においても思いやりの心が発揮できるように日頃から指導する。
- ・ 情報モラル教育を積極的に進める。

### 努力点の取組

#### 子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」 ～互いに関わり合い、支え合い、認め合う子どもたち～

子ども一人一人のよい点や可能性を生かしながら、多様な考え方を組み合わせ、よりよい学びを生み出していく。学習内容を深く理解したり、考えを形成したりする児童の育成へと繋げるとともに、それぞれの良さを認め合うことで、いじめ防止につなげる。

## (2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

## (3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にす  
る」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」  
等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざ  
い」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 「道徳教育は学校教育全体を通して行う」ことを念頭におき、あらゆる場面で道  
徳教育を行う。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における  
人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんな  
で学ぶ人権ワーク集～実践編」など

## (4) 集団づくり

### ① 学級

- ・ 学級で、「やさしさ」「思いやり」「助け合い」といった、いじめを起こさな  
い集団にするためのキーワードを掲げ、児童たちに常に意識させる。
- ・ 一人一人の児童が活躍できる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図  
る。また、友達のよさに目を向けさせ、積極的に認め合うようにし、一人一人に  
居場所と役割があるようにする。
- ・ 明確な学級のルールをつくり、児童が安心して学級で過ごせるようにする。
- ・ 集団遊びや、学級児童全員が力を合わせて取り組む活動を積極的に実施する。
- ・ 明るく楽しい雰囲気となるように、教室の環境整備に努める。

## ② 児童を主体とした活動

- ・ 児童会役員・代表委員が参加する「あいさつ運動」を実施し、あいさつが自然に交わされる学校を目指す。
- ・ 「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- ・ 児童集会、ペアふれあい活動、港西フェスティバル等を通し、全校児童が互いに関わりをもち、共に遊べる活動を実施する。
- ・ 幼稚園・保育園児との交流会、環境ウィークでのボランティア清掃など、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き、学ぶ機会を設定する。

## 5 早期発見の取組

学級や部活など、学校生活全ての場において、児童をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノートの活用、生活ノート（班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

### (1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、考えをよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ 児童の声に耳を傾け、認めることで、児童との信頼関係を構築するように努める。

### (2) アンケート調査

#### ① ウェブ版学校生活アンケート

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。

#### ② 定期的な記名式アンケート

- ・ 「学校は楽しいか」「悩みはないか」「友達に嫌なことをされてないか」「友達が嫌なことをされているのを見てはいないか」「相談したいことがあるか」といった、学校生活に関するアンケートを年間2回程度行う。
- ・ いじめの早期発見に役立たせ、教育相談につなげる。

#### ③ 緊急的な記名式・無記名式アンケート

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。
- ・ 記名式にするか無記名式にするかは、そのときの状況から、いじめ等対策委員会で検討し判断する。

### (3) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校、教職員の姿勢、決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 学級担任による教育相談は、事前に実施した学校アンケートを基に行う。

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全ての児童に、短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、年間二回の教育相談週間を設ける。
- ・ 定期的な教育相談以外でも、児童が希望すればいつでも教育相談に応じる。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

#### (4) 保護者、地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童のことで気になることがあれば、速やかに学校へ連絡していただくように依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「青少年育成会議 児童・生徒指導連絡会」の場等を活用し、情報交換を行う。

#### (5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に全児童に配付し、各相談機関について周知するとともに、いつでも見ることができるよう指導する。

#### (6) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～小学6年生児童に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

### 6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会、関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

#### (1) いじめの発見時や相談、通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。

#### ○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ・ 児童が自殺を企図した場合    | ・ 身体に重大な被害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合  |

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

※ 「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) 「いじめ等対策委員会」の対応

校長は、「学校生活対策委員会」の報告を受け、速やかに「いじめ等対策委員会」を招集する。状況を冷静に判断し、迅速かつ的確な初期対応を指示する。

情報収集・管理・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを発見した教職員又はいじめに関する相談や通報を受けた教職員からの情報を共有する。</li> <li>・ 関係児童に関する情報を収集し、共有する。</li> </ul>
関係児童及び周囲の児童からの事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じて、聞き取りが必要と思われる児童から事情聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul>
いじめか否かの判断（いじめの認知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞き取った内容の集約やこれまでの関係児童の状況から、いじめか否かの判断を行う。</li> </ul>
今後の対応の決定	<p>&lt;いじめを受けた児童又は保護者に対して&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「複数の教師で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」等、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。</li> <li>・ 上記の対応によっても、いじめを受けた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。</li> <li>・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聞き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。</li> <li>・ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。</li> <li>・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。</li> <li>・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。</li> <li>・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。</li> <li>・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている児童への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担</li> </ul>

	<p>うようSPによる支援の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪行為に該当するもの、又は強く疑われるものは、教育委員会へ一報するとともに警察へ相談又は通報する。</li> </ul> <p>&lt;いじめを行った児童への指導又は保護者への助言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、反省を促す指導を行う。</li> <li>・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った児童を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。</li> <li>・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。</li> <li>・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」の他、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。</li> </ul> <p>&lt;いじめが起きた集団に対して&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「観衆」に対してはいじめに加担する行為であることを理解させ、「傍観者」に対しては知らせる勇気をもつことを指導する。</li> <li>・ 二度といじめが起こらぬよう、今後の集団づくりに向けた指導方針を立てる。</li> </ul>
<p>事実関係の客観的かつ正確な記録の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「発見」から「初期対応」「事情聴取」「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめておく。</li> <li>・ 教職員の憶測や感情が入らないように注意し、会話についてはできる限り実際の会話の通りに記録するようにする。</li> </ul>

**(3) ネット上のいじめへの対応**

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 児童に対して、警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした情報モラル教育を積極的に進め、相談機関の窓口や関係機関が実施する取組を周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、ネット社会の現状、危険性についての理解を求めるとともに、「インターネット、スマートフォン、携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

**(4) なごや子ども応援委員会との連携**

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協議を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。



## (5) スクールカウンセラーとの連携

児童理解や教育相談の専門的な知識・経験をもつスクールカウンセラーと連携し、教育相談体制の充実を図る。

### ア 児童に対して

児童がスクールカウンセラーと一対一で面談を行う場を設定する。面談後、児童の意思を十分に尊重した上で、スクールカウンセラー・担任・教務主任で情報交換を行い、今後の指導方針を決定する。

また、予防的な取組として、スクールカウンセラーが、必要に応じて授業時間に児童観察をしたり、家庭訪問に同行したりする。また、児童の活動場所で「声かけ」「立ち話」「給食を一緒に食べる」「休み時間に一緒に遊ぶ」等をして、相談しやすい関係をつくる。

### イ 保護者に対して

保護者がスクールカウンセラーと一対一で面談を行う場を設定する。面談後、保護者の意思を十分に尊重した上で、スクールカウンセラー・担任・教務主任で情報交換を行い、今後の方針について話し合う。

### ウ 教員に対して

教員がスクールカウンセラーと一対一で面談を行う場を設定し、児童の見立てや指導方針について助言を受けることができるようにする。

また、スクールカウンセラーに「いじめ等対策委員会」「児童虐待対応委員会」「学校生活対策委員会」等に参加してもらい、児童の見立てや指導方針について助言を受ける。また、児童理解・教育相談等の現職教育の講師を依頼する。

## (6) 校内研修の実施

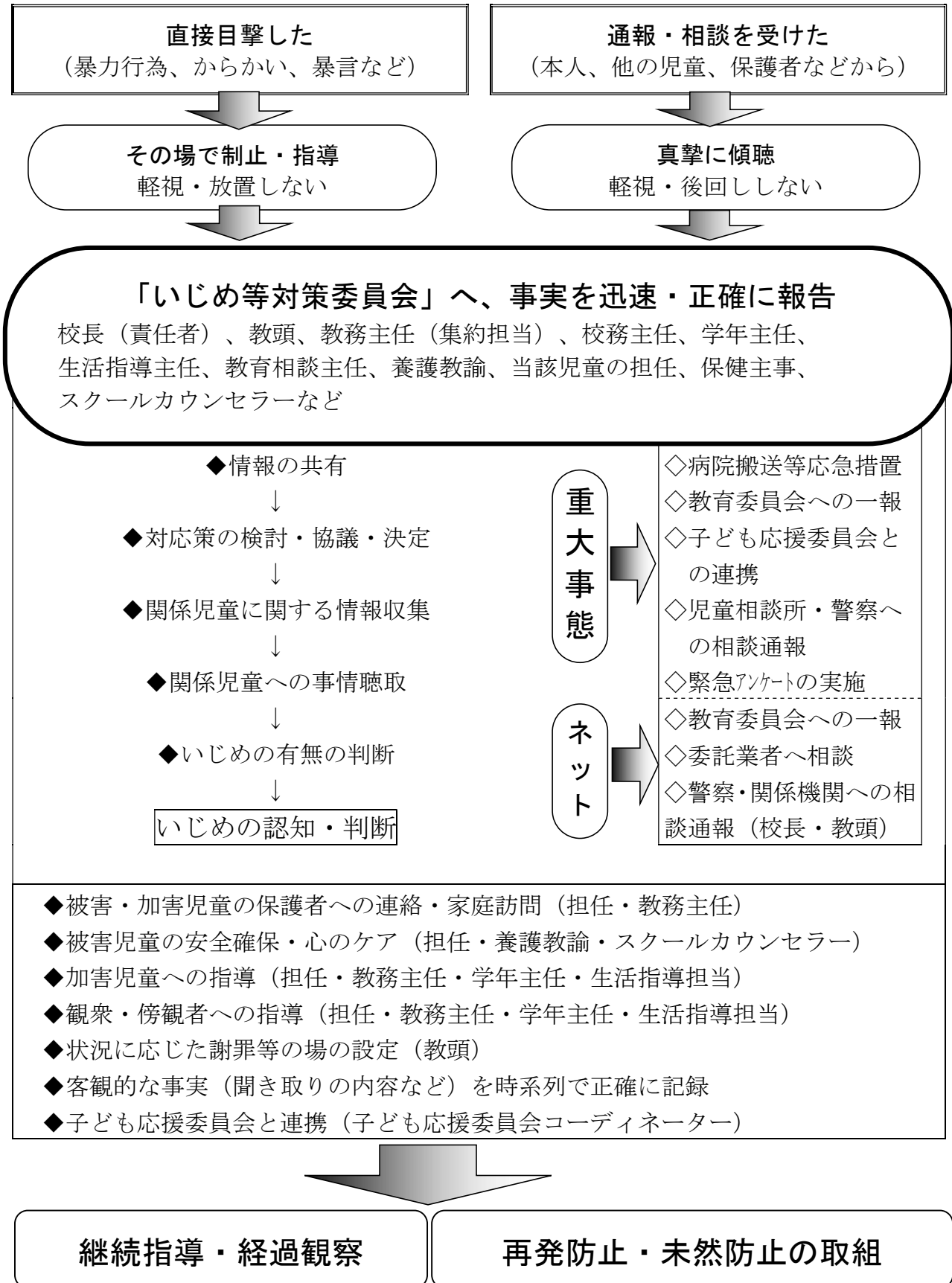
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間で2回は実施し、教職員の資質向上に努める。

## (7) 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

(8) いじめが発生した場合の対応の流れ



## 7 年間を見通した指導計画

月	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校 内 研 修	
4	職員会議 ・ 指導方針 ・ 指導計画 いじめ等対策委員会①	い じ め 等 対 策 委 員 会 ① 互いのよさを認め合う ことができる学級づくり 学校のきまりについて ペアふれあい集会 こころの元気チェック①	互 い に 認 合 い 協 力 し 合 う 活 動	あ っ た か ハ ー ト の 配 付 ス ク ー ル ウ ン セ ラ ー に よ る 希 望 面 談	
5	学校生活対策委員会① いじめ等対策委員会②	策 委 員 員 会 ② ペアふれあいタイム こころのパンフレットの授業 「自殺予防教育」	い 協 力 し 合 う 活 動	学 校 生 活 ア ン ケ ー ト ① 地 域 訪 問 教 育 相 談 ア ン ケ ー ト ① 教 育 相 談 日 S C 全 員 面 談 (4年) 希 望 個 人 懇 談 会	研 修 ①「自 殺 予 防 教 育」 研 修 ②「児 童 理 解」
6		会 ・ 学 生 活 活 動 ペアふれあいタイム	し 合 う 活 動	教 育 相 談 ア ン ケ ー ト ① 教 育 相 談 日 S C 全 員 面 談 (4年) 希 望 個 人 懇 談 会	研 修 ③「学 校 生 活 ア ン ケ ー ト の 活 用」
7	いじめ等対策委員会③ 学校生活対策委員会②	校 生 活 活 動 対 策 委 員 会 ④ ペアふれあいタイム 情報モラル教室	活 動	希 望 個 人 懇 談 会	
8		活 動 対 策 委 員 会 ④ ペアふれあいタイム	活 動	心 の 元 気 チ ェ ッ ク リ ス ト (自 殺 予 防) の 取 組	
9	いじめ等対策委員会④ 学校生活対策委員会③	策 委 員 員 会 ④ ペアふれあいタイム こころの元気チェック②	活 動	学 校 生 活 ア ン ケ ー ト ②	
10	いじめ等対策委員会⑤ 学校生活対策委員会④	委 員 員 会 ④ ペアふれあいタイム ストレスマネジメントの授業	活 動	学 校 生 活 ア ン ケ ー ト ②	
11	いじめ等対策委員会⑥	会 ⑥ ペアふれあいタイム 人権教育	活 動	教 育 相 談 ア ン ケ ー ト ② 教 育 相 談 日	研 修 ④「人 権 教 育」
12	いじめ等対策委員会⑦ 学校生活対策委員会⑤	会 ⑤ なごやINGキャンペーン	活 動	個 人 懇 談 会	
1	いじめ等対策委員会⑧ 学校生活対策委員会⑥	会 ⑥ ペアふれあいタイム こころの元気チェック③	活 動		
2	いじめ等対策委員会⑨	会 ⑨ ペアふれあいタイム ペアお別れ会	活 動		
3	学校生活対策委員会⑦	会 ⑦	活 動	小 中 に お け る 情 報 交 換	反 省 と 次 年 度 の 方 針 検 討